

**平成26年度 第1回 福岡県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 議事要旨**

I 日時・場所

平成27年3月27日（金）15:00～15:55
福岡県自治会館1階 101会議室

II 出席者

- 1 委員 村上英明委員（会長）、遠藤勉委員、貫 博喜委員、深見敦子委員
【欠席：野田健一委員】

- 2 職員 森事務局長、川久保事務局次長、鳥巢医療費適正化等担当次長、
栗山総務課長、大村総務課課長、江崎事業課長、吉永事業課課長ほか

III 議事の要旨

1 異動紹介

マスコミ関係者としてRKB毎日放送株式会社報道部記者の深見敦子委員が就任されたことについて報告した。

2 説明・報告事項

(1) 平成25年度情報公開条例の運用状況

(2) 平成25年度個人情報保護条例の運用状況

【事務局】（「平成25年度情報公開条例の運用状況」「平成25年度個人情報保護条例の運用状況」について「説明・報告資料」に基づき説明）

【会長】故人の情報開示については、条例上の規程はないが、どのような運用を行っているか。

【事務局】条例で定めがないため、「運用の手引き」を別に定めて取り扱っている。故人の情報については、相続財産に関する情報など、当該故人情報が同時に遺族等の情報となる場合がある。従って、亡くなられた方の近親者（配偶者、子、父母、これらに準じる方）について、社会通年上、近親者自身の個人情報とみなしうる程、密接な関係がある方に限って、情報開示を行っている。

【会長】個人情報開示請求の際、その情報の利用目的は聞いているか。

【事務局】実務的には、聞いているケースが多い。

【委員】個人情報開示請求における請求・決定内容等は公にしていないとの認識でよいか。

【事務局】仰せのとおりである。

(3) 「市町村へのレセプト情報提供」について

【事務局】（「市町村へのレセプト情報提供」について「説明・報告資料」に基づき説明）

【委員】田川市への情報提供では、提供形式にマスキング処理の有無があるが、これは自治体からの要望に沿った形での提供ということか。

【事務局】当初はマスキング有りでの提供依頼であったが、分析困難とのことで、マスキング無しでの再度の提供依頼があり、異なる形式での提供を行ったものである。

【委員】通常、提供形式の指定がなければ、すべての情報を開示しているのか。

【事務局】レセプトについては全て開示している。

【委員】福岡市からは、提供形式について詳細な指定があるが、通常、該当箇所は消去して提供しているのか。

【事務局】通常はデータを消去することなく、該当箇所も含め提供している。

【会長】糸島市への提供情報には個人名等含まれていないが、特定の個人が識別できるのか。

【事務局】特定の個人は識別できない。情報提供はあくまでも市町村からの要望に応じた形で行っている。

【会長】市町村からの要望どおりでの提供とのことだが、セキュリティの関係上、要望に応じてそのまま出すのは問題ないのか。情報提供の合理性・必要性を十分に考慮したうえで提供すべきだと考えるが、事務局としてどのように考えているか。

【事務局】被保険者に係る個人情報であるため、情報提供の際には、市町村と合意書を取り交わし、また、目的についても個別に尋ねる等、慎重な取り扱いを行っている。

【会長】提供を受ける側の市町村においても、個別に個人情報保護条例を定めているであろうが、その取扱いは徹底されているのか。

【事務局】相手側も行政であり、個人情報の保護については十分な注意をはらっている。事務局としても、必要な範囲を吟味した上で提供を行っている。しかしながら、市町村毎に利用目的が様々であり、また、その詳細な処理についての把握が困難ということもあり、市町村からの要望に応じた形で提供させていただいている。

【会長】北九州市と福岡市分は毎年依頼があるのか。

【事務局】会計検査の指摘による全国的な調査によるものである。毎年依頼があっているものではない。

【会長】今年はどうか。

【事務局】指摘事項については、今年度より是正されており、今後はないと考えている。

【会長】提供情報は紙媒体ではなく、全て電子媒体によるものか。

【事務局】電子データでの提供を行っている。

【会長】以前は、紙媒体で提供したものは、使用後の返却・消去まで確認していた。電子データを提供した後は、消去までの取扱いの把握ができていたのか。

【事務局】データの提供は、国保連合会と市町村の専用回線を用い、オンラインによる提供を行っている。その際、合意書を取り交わしており、その中にデータ消去に関する但し書きを記載している。

(4) 「医療費分析にかかるレセプト情報提供等」について

【事務局】（「医療費分析にかかるレセプト情報提供等」について「説明・報告資料」に基づき説明）

【会長】KDBシステムについては、膨大な情報が共有されるということか。

【事務局】システムに保存されるデータは国保・後期共に5年間分のデータである。例えば、市町村側から見ると、75歳で市町村国保から後期に移った方が、80歳に到達するまでのデータが照会でき、それまで市町村が実施した保健指導の経過について、5年間の追跡調査が可能となる。広域連合側からは、後期加入までの71歳～74歳までの国保データが照会でき、その間の受診傾向や健診データから、後期加入後の保健指導等への活用ができるため、市町村と連携する上で大変有効なシステムであると考えている。

【会長】統計的な医療施策や、個人的な追跡への利用とのことであるが、その後、被保険者へのフォロー等は考えているか。

【事務局】最終的には個人のレセプトデータまで照会可能となり、保健指導の必要性等の判断材料にしたいと考えている。

【会長】保健指導を望まない方も中にはいると思うが、これまでそういったことはあるか。

【事務局】本後期連合では、「重複受診」や「頻回受診」の方を対象とした「訪問健康相談事業」を実施している。事業については「健康相談」のご紹介というお誘いをしており、電話による案内でおよそ5割の方が希望されている。

【会長】結果的に医療費の削減につながるということか。

【事務局】本システムの構築目的としては、都道府県・市町村を含めた「データヘルス計画」の策定義務が前提となっている。データに基づいた保健事業を策定・展開していく中で、医療費の適正化を図っていくことが大きな目的であり、その結果として削減につながると考えている。

【委員】福岡県は現在も全国で最も高い医療費なのか。

【事務局】後期高齢者医療に関しては、平成25年度分まで確定しているが、12年連続して最も高いものとなっている。

【委員】システム活用による医療費分析を進め、その成果を期待する。

【事務局】努力する。

(5) 「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応」について

【事務局】（「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）への対応」について「説明・報告資料」に基づき説明）

【会長】本審査会において個人情報保護評価を実施することだが、従来の審査会に加え、この評価のために審査会を開催するということか。

【事務局】是非、お願いしたいと考えている。

【会長】スケジュールによると6月頃とのことか。

【事務局】その予定で考えている。

【会長】その際にも詳細な説明があろうかと思うが、よろしく願いしたい。